一　新たに一級及び三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区	平成二十四年一月二十五日	北海道運輸局（札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（札幌市中央区西十丁目札幌第二合同庁舎　郵便番号〇六〇―〇〇四二）	平成二十四年一月十九日（郵送による場合は、一月十九日必着）	平成二十四年二月十日
苫小牧水先区					
函館水先区					
八戸水先区		東北運輸局（宮城野区鉄砲町一仙台第四合同庁舎）	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（仙台市宮城野区鉄砲町一仙台第四合同庁舎　郵便番号九八三―八五三七）		
鹿島水先区		関東運輸局（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）		
東京湾水先区					
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）		
尾鷲水先区					
和歌山下津水先区		近畿運輸局（大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館）	近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　郵便番号五四〇―八五五八）		
大阪湾水先区		神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		
内海水先区					
長崎水先区		九州運輸局（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館　郵便番号八一二―〇〇一三）		

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）より通知する。

二　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

公　告

諸　事　項

工場財団

愛媛県四国中央市川之江町1514番地**川之江造機株式会社**の工場財団に愛媛県四国中央市川之江町1514番地川之江造機株式会社川之江工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年1月6日

松山地方法務局四国中央支局

愛媛県四国中央市川之江町1514番地**川之江造機株式会社**の工場財団に愛媛県四国中央市村松町154番地1川之江造機株式会社三島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年1月6日

松山地方法務局四国中央支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成23年12月21日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年1月6日

大阪法務局長　石井　寛明

記

氏名　松本　隼人

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第1771号

事務所の所在地　大阪府阪南市黒田121番地

違反行為　本人確認義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年1月6日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年1月ころから平成20年10月ころまでの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

被告人藤谷里志及び同人と共犯関係にある者が、①市役所の職員等になりすまして、電話で、医療費の還付金等が受け取れるなどと嘘を言う方法、あるいは、②債権回収業者等になりすまして、結婚相談所の元会員等に対し、電話で、債権回収費用や結婚相談所の社長の捜索費用を支払うように、あるいは結婚相談所等から購入した貴金属等が偽物であるなどと嘘を言う方法（検察官が既に把握している主な嘘の内容については、後記4(2)参照）により、被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する口座（検察官が既に把握している銀行等の預貯金口座については後記4(1)参照）に宛てた振込送金の手続や貴金属類等の品物の発送を行わせて、財産上不法の利益を得、あるいは金銭その他の品物の交付を受けた行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　被害者に振込入金させるために使用された銀行等の預貯金口座（検察官が既に把握しているもの）（金融機関・支店名／口座名義人／口座番号）

1　イーバンク銀行オペラ支店　岸部　裕樹（キシベ　ユウキ）　3279077

2　イーバンク銀行サンバ支店　福嶋　淳（フクシマ　ジュン）　2138287

3　イーバンク銀行ダンス支店　賦句　晃征（フスク　コウセイ）　2002203